



## 区域内に土地を所有している方・借地権などをお持ちの方 都市計画原案の縦覧のお知らせ

④企画空港政策課 市街地整備係 ☎77・3927

芝山都市計画 地区計画（川津場地区地区計画）の変更について、都市計画の原案がまとまりましたので、原案の縦覧を行います。

### 【原案の縦覧】

#### ■内容・期間

・川津場地区の地区計画の変更  
・9月15日(火)～28日(月)  
※土、日曜日、祝日を除く

#### ■時間

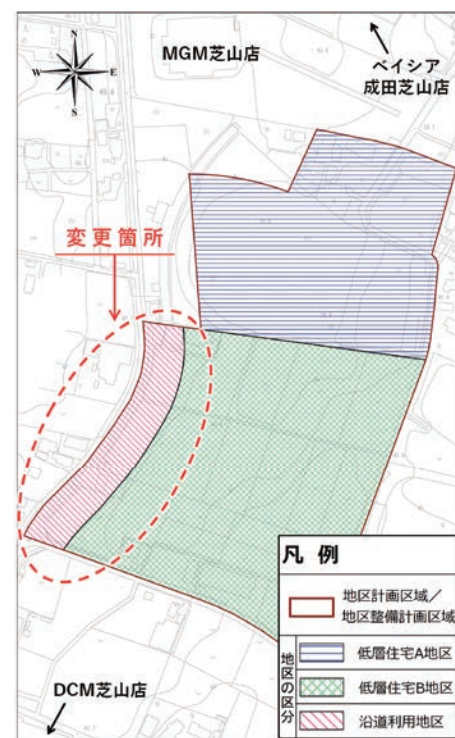
午前8時30分～午後5時15分

#### ■場所 役場市街地整備係窓口

※原案は、町ホームページでもご覧いただけます。

#### 【意見書の提出】

原案に対しては、区域内の土地を所有している方のほか、区



▲川津場地区地図

域内の土地に対抗要件を備えた借地権や登記された抵当権などをお持ちの方が、意見書を提出することが出来ます。（意見書の様式は、提出先窓口か町ホームページから取得可能）

#### ■提出方法

・郵送（〒289-1692 芝山町小池992番地）

・市街地整備係窓口に参加

#### ■提出期間

9月29日(火)～10月5日(月)  
※郵送の場合は当日消印有効です。



## 危険な空き家を減らすために 今から始める空き家予防

④企画空港政策課 都市計画係 ☎77・3909

空き家は適切な管理を行うことで、大切な資産を守り、地域の安全・安心につながります。

### ■空き家が及ぼす悪影響

空き家の適正な管理をおろそかにしてしまうと次の負担が生じる恐れがあります。

- ・維持費用や管理への負担
- ・近隣住民の生活への悪影響
- ・防犯および盗難による被害
- ※これらの負担をなくすために、定期的な点検の実施を心がけましょう。
- ・相続後の活用方針を決める（売却するか、賃貸にするか）
- ・相続登記を実施し、権利関係を整理する。
- ※空き家管理を行うことで、近隣トラブルの回避や空き家の倒壊などによる損害賠償責任を負うリスクを回避できるなど「安心」を得ることが出来ます。

### ■空き家の管理が困難である場合の対処法

・家族で話し合う

### ■点検の具体例

| チェック箇所 | 点検             |
|--------|----------------|
| 建築物全体  | 傾いていないか？       |
| 屋根ふき材等 | 剥落や破損などがないか？   |
| 敷地     | ゴミが散乱していないか？   |
| 塀や擁壁   | ひび割れなどはないか？    |
| 立木     | 敷地外へ飛び出していないか？ |
| 動物(害虫) | 棲みついているか？      |
| ドア・窓   | 開けっぴなしにしているか？  |
| 郵便物    | ポストに溜まっているか？   |



## 国民年金に加入している方 障害基礎年金の制度

④町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

### ■支給要件

次のすべての要件を満たしたときに支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること

- ・国民年金加入期間  
・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く

②障害の状態が、障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日）または20歳に達したときに、障害等級の1級または2級の状態になっていること

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなった場合、障害基礎年金を受け取ることが出来ます。  
③初診日の前々月までに保険料

### ●1級

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 昭和31年4月2日以後生まれ | 1,059,125円<br>+子の加算額※ |
| 昭和31年4月1日以前生まれ | 1,056,125円<br>+子の加算額※ |

### ●2級

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 昭和31年4月2日以後生まれ | 847,300円<br>+子の加算額※ |
| 昭和31年4月1日以前生まれ | 844,900円<br>+子の加算額※ |

※1人目・2人目  
1人につき243,800円  
※3人目以降  
1人につき81,300円

を納めた期間、保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間の合計が、加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと。または20歳前に初診日がある場合

### ■受け取る年金額

・令和8年4月分より金額が変更されました。

### ■問合せ

ねんきんダイヤル  
☎0570-05-1165

## 芝山町敬老お祝い 事業について

④福祉課 高齢者支援係 ☎77・3914

長年にわたり地域の発展に尽力された皆さんへ、敬意と感謝を込めて敬老お祝い商品券をお贈りします。

芝山町では、長年社会に貢献された高齢者を敬愛し、町内在住の70歳以上（令和8年9月30日時点）の方に対し、芝山町社会福祉協議会を通して「芝山町敬老お祝い商品券」をお贈りします。有効期限内にぜひご利用ください。

■発送時期 9月上旬頃

### ■交付額

1人あたり3,000円

### ■有効期限

令和9年2月28日(日)

※取扱店一覧は、配布する資料またはホームページにてご確認ください。

